

京都市簡易宿所営業の施設に係る条例適用状況に関する照会実施要綱

令和元年11月22日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市内における旅館業法（以下「法」という。）第3条第1項の許可を受けた簡易宿所営業の施設について、当該施設の営業者等（法第3条の2第1項に規定する営業者又は京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）第10条第1項第2号に規定する管理者をいう。以下同じ。）からの構造設備に係る条例適用の状況に関する照会に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(照会)

第3条 営業者等は、自らが管理運営する簡易宿所営業の施設における構造設備に係る条例適用の状況について、別記第1号様式により京都市長に照会することができる。

2 前項の照会は、保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター（以下「センター」という。）に持参し、提出するものとする。

(回答)

第4条 前条の照会があったときは、当該施設が別表に規定する類型のいずれに該当するかを別記第2号様式により回答するものとする。

2 前項の回答は、センターの窓口において交付するものとする。

(委任)

第5条 旅行業法第6条の4第1項に規定する旅行業者等（住宅宿泊事業法第2条第10項に規定する住宅宿泊仲介業者を含む。以下「仲介業者」という。）が営業者等から委任を受けた場合、仲介業者は、営業者等に代わって第3条の照会を行い、前条の回答を受けることができる。

2 前項の規定により仲介業者が委任を受けて照会する場合は、仲介業者は、保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課と事前に協議し、照会の方法その他手続について調整するものとする。

(標準処理期間)

第6条 第4条の回答は、第3条の照会があった日の翌日から起算して、10営業日以内に行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

類 型	条例適用の状況	備 考
第1類	<p>条例第9条第1項第2号の規定により施設内に玄関帳場を設け、同第18条第8項第2号の規定により施設内に使用人等が駐在する簡易宿所営業の施設</p>	<p>小規模宿泊施設に構造変更しようとするときは、変更届出が必要となる。</p>
第2類	<p>以下の(1)、(2)のいずれかに該当する小規模宿泊施設</p> <p>(1) 条例第10条第1項の規定により施設外玄関帳場を設け、同第18条第8項第1号の規定により施設からおおむね10分以内に到着することができる場所（施設からおおむね800m以内にある場所で、施設外玄関帳場を含む。以下「駐在場所」という。）に使用人等が駐在する施設</p> <p>(2) 京町家であって、条例第10条第2項の規定により施設外玄関帳場の設置に代えて、同第18条第8項第1号の規定により設けた駐在場所に使用人等が駐在する施設</p>	
第3類	<p>小規模宿泊施設であり、かつ、京町家であって、条例第9条第1項第2号に規定する玄関帳場又は同第10条第1項に規定する施設外玄関帳場のいずれも設けていないが、第2類に該当しない施設</p>	<p>令和2年3月31日までに玄関帳場又は駐在場所を設け、使用人等を駐在させたうえ、同年4月10日までに変更届出を行う必要がある。</p>

(注) 第3類の施設については、令和2年度以降、第1類又は第2類の施設に移行する必要がある。第3類のままであったり、第1類又は第2類施設に移行しながら、適切に使用人等が駐在していない場合は、条例第20条第1項に規定する勧告及び第2項に規定する命令が行われることがあり、第2項の命令の発出に当たっては、当該事実を公表する。